〔特別給の比較〕

特別給については、「職種別民間給与実態調査」により、前年８月から当年７月までの直近１年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握し、これに公務員の特別給（期末手当、勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

2　平成24年の報告と勧告

平成24年８月８日、人事院は国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行った。その内容は第１部第１章に掲げるとおりである。

3　公務員給与の実態調査

民間給与との比較のための基礎となる国家公務員の給与の状況を把握するため、毎年、各府省の協力を得て「国家公務員給与等実態調査」を実施している。

調査の概要は次のとおりである。

調査の対象：１月15日現在に在職する給与法、任期付研究員法、任期付職員法の適用を受ける職員（休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等を除く。）

調 査 項 目：俸給、諸手当の受給状況、年齢、学歴、採用試験の種類等

調査の集計：４月１日における給与等の状況を集計

平成24年国家公務員給与等実態調査結果の概要は、次のとおりである。

なお、平成24年調査は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置が講じられていることに鑑み、４月における平均給与月額について、当該措置による減額前の額と当該措置による減額後の実際の支給額の双方を把握した。

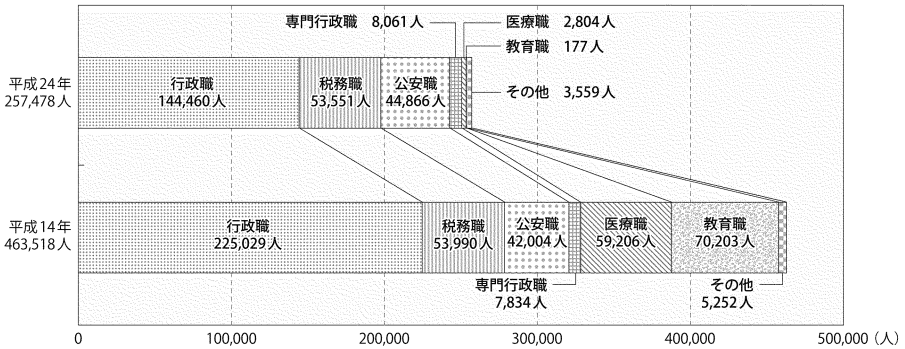
⑴　職員の構成

国家公務員の人数は引き続く定員抑制措置などにより年々減少傾向にあり、さらに、平成16年４月の国立大学の法人化及び国立病院等の独立行政法人への移行が大きく影響して、平成14年と比べると約21万人減少している（図３－２）。

また、全職員の平均年齢は図３－３のとおりで、平成16年は国立大学の法人化等による人員構成の変化に伴い低下したが、近年の傾向としては、在職期間の長期化等により上昇が進んでいる。

図３－２　職種別職員数

（国家公務員給与等実態調査）



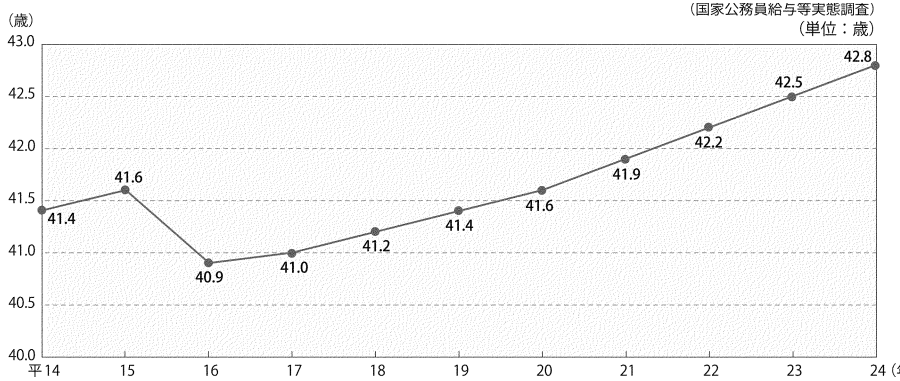
（注）１　職員数は、一般職非現業国家公務員のうち、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される４月１日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等は含まない。）である（以下図３－３、表３－１及び表３－２において同じ。）。

２　行政職のうち、行政職俸給表（一）適用の在職者は、平成24年が140,981人（54.8%）、平成14年が211,803人（45.7%）である。

図３－３　平均年齢の推移

（国家公務員給与等実態調査）

（単位：歳）



⑵　職員の給与

平成24年４月１日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、表３－１及び表３－２のとおりである。

表３－１　給与種目別平均給与月額

（平成24年国家公務員給与等実態調査）

給与種目	全職員		行政職俸給表㈠適用職員	
	減額前	減額後	減額前	減額後
	円	円	円	円
俸給	342,168	317,013	329,917	304,944
扶養手当	12,313	12,313	12,260	12,260
俸給の特別調整額	11,200	10,080	11,899	10,709
地域手当等	36,078	33,433	36,337	33,637
住居手当	3,751	3,751	4,001	4,001
その他	6,235	6,210	7,375	7,355
合計	411,745	382,800	401,789	372,906

㈱１　「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である（以下表３－２において同じ。）

２　「その他」は、本府省業務調整手当、寒冷地手当、特地勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当及び超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。

表３－２　主な手当の受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

（平成24年国家公務員給与等実態調査）

給与種目	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額	
			減額前	減額後
	人	%	円	円
通勤手当	213,856	83.1	13,941	—
地域手当	201,377	78.2	44,095	40,859